

3号 建築物空気調和用ダクト清掃業登録基準

業種／業務内容	人的要件	物的要件	作業・機械器具等の維持管理方法
<p>建築物空気調和用ダクト清掃業</p> <p>（建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業）</p>	<p>1 ダクト清掃作業監督者がいること。</p> <p>《資格》 ダクト清掃作業監督者（再）講習会修了者※ 又は 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 (注) ・講習の修了した日から6年を経過していないこと。 ・2ヶ所以上の営業所又は2以上の登録業種の監督者等との兼任はできない。 ・特定建築物の管理技術者との兼任はできない。 ・登録の有効期限経過後、引続き建築物環境衛生管理技術者をダクト清掃作業監督者として再登録を受ける場合は、再講習を修了し、その後6年を経過していないこと。</p> <p>【講習会受講資格】</p> <p>①学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した後、2年以上建築物における空気調和用ダクトの清掃に関する実務に従事した経験を有する者 ②5年以上建築物における空気調和用ダクトの清掃に関する実務に従事した経験を有する者 ③ ①と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認められる者</p> <p>2 従事者は研修を修了していること。</p> <p>《実施主体》 事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた者により定期的に行われること 《指導者》 研修内容を指導するのに適当と認められる者であること 《研修対象者》 空気調和用ダクトの清掃作業に従事するもの全員が受講できるものであること 《研修内容》 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法及び並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること 《研修頻度》 作業に従事する者全員が1年に1回以上受けられること。 作業に従事する者全員を一度に研修することが困難な場合は、何回かに分けて行うことも可能であること 《研修時間》 研修内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要であること</p>	<p>次の機械器具を有すること。</p> <p>①電気ドリル及びシャー又はニブラ（ダクトを構成する部材を開口し、切断できるものをいう） ②内視鏡（写真を撮影することができるものに限る） ③電子天びん又は化学天びん（1mg以上の分解能を有するものに限る） ④コンプレッサー ⑤集じん機 ⑥真空掃除機</p> <p>(注) ・機械器具等は原則、事業者が所有していなければならない。 ・同一の機械器具等で、2ヶ所以上の営業所、又は2以上の事業区分での登録を受けることはできない。</p>	<p>①ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。 ②清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。 ③清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。 ④清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。 ⑤空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 ⑥空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 ⑦建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>

※講習会の詳細については、(公財) 日本建築衛生管理教育センター <http://www.jahmec.or.jp> Tel:教務課 03-3214-4624 にお問合せください。